

山形県遊佐町沖公募占用計画の概要



山形遊佐
洋上風力合同会社

➤ 1. 事業計画

➤ 2. 「遊佐地域の将来像」の実現

➤ 3. 漁業影響調査

➤ 4. 協議会意見とりまとめにおける留意事項への対応方針

1.事業計画 事業計画概要

基本情報

事業者名

・山形遊佐洋上風力合同会社

発電設備出力

・450MW

風車基数

・30基

風車機種

・Siemens Gamesa 15MW機

運転開始予定時期

・2030年6月

促進区域内海域等の
占用の期間

・2028年4月～2055年12月（予定）

基地港

・酒田港

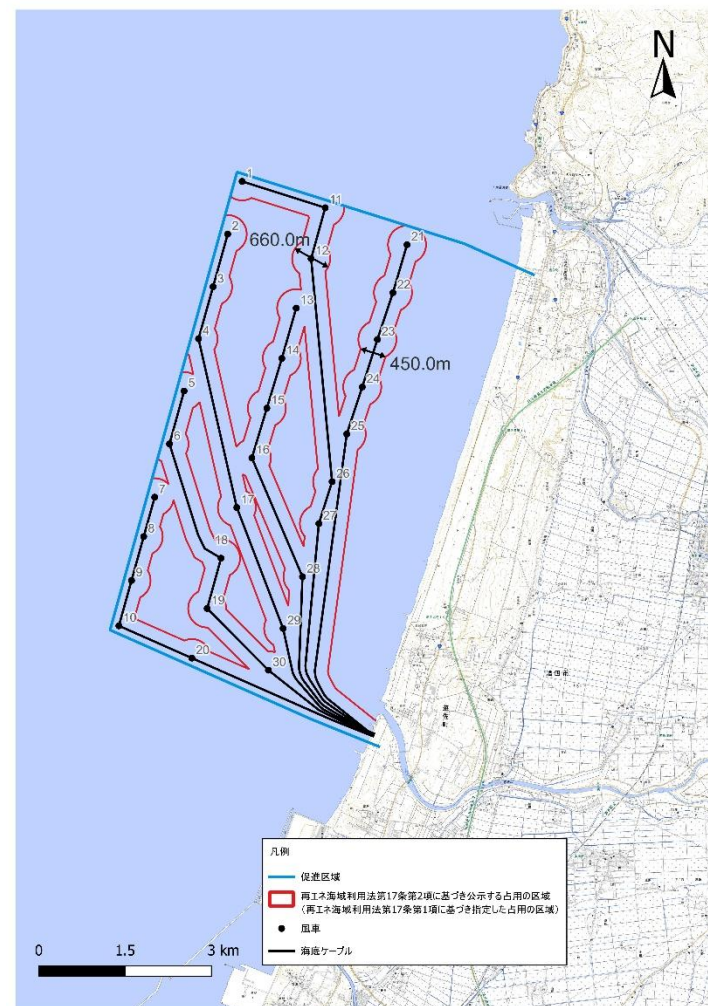
基地港湾の利用時期

・2028年4月～2031年3月（建設） および 撤去時

供給価格

・3.00円/kWh

風車レイアウト



当事業会社の構成企業

- 山形遊佐洋上風力合同会社(SPC)は、山形県遊佐町沖洋上風力発電事業を推進するために、多種多様な経験を持つ5社にて設立された事業会社です。



*SPC: Special Purpose Company(特定目的会社)の略

1.事業計画 事業実施体制

- 洋上風力事業経験を有する協力企業を選定し、事業を確実に遂行していきます。

建設段階

本SPC

丸紅

関西電力

bp

東京ガス

丸高

風車供給
(Siemens)

洋上工事

海底ケーブル
施工

陸上工事

運転段階

本SPC

丸紅

関西電力

bp

東京ガス

丸高

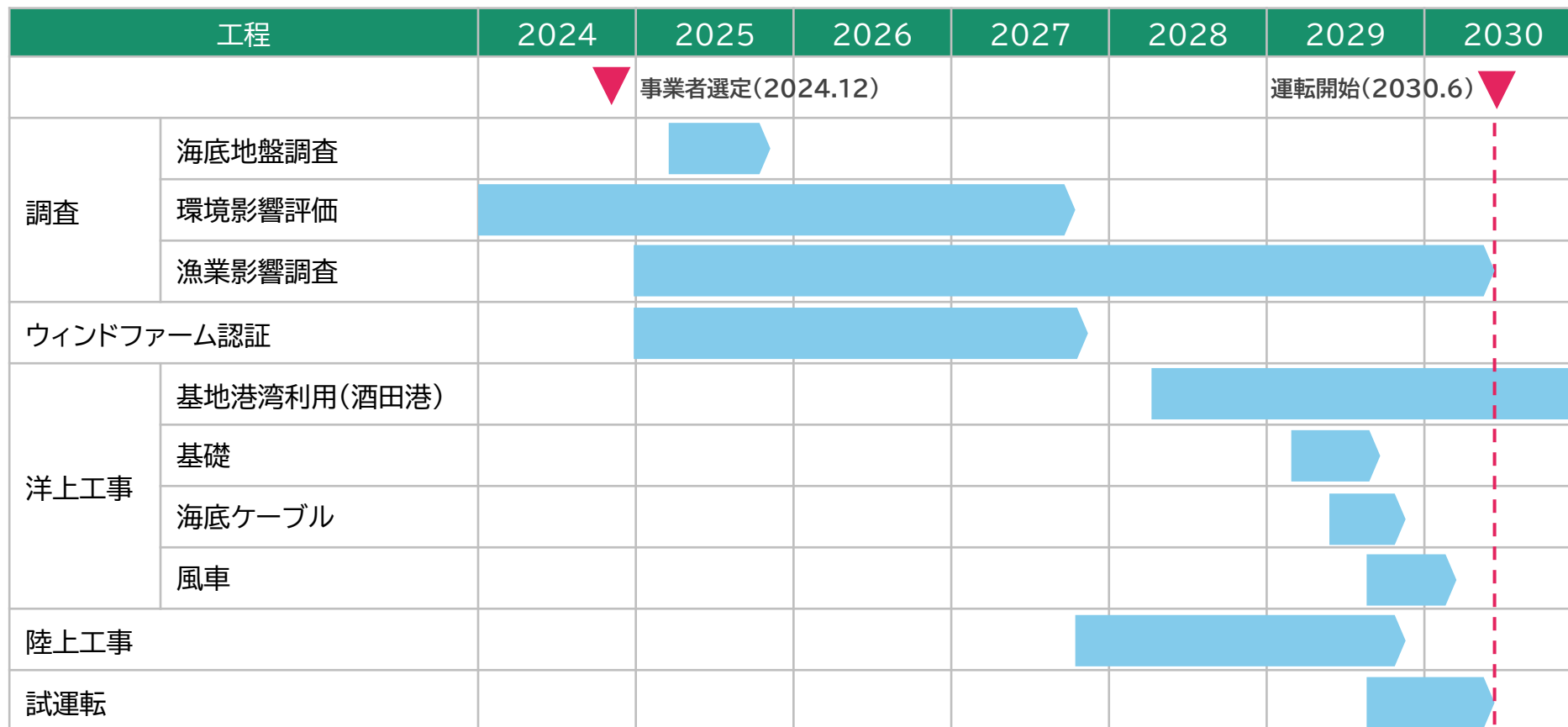
風車維持管理
(Siemens)

基礎気中部
維持管理・
陸上送変電設備

基礎水中部
維持管理

船舶の運航・
管理

1.事業計画 工事計画



➤ 1. 事業計画

➤ 2. 「遊佐地域の将来像」の実現

➤ 3. 漁業影響調査

➤ 4. 協議会意見とりまとめにおける留意事項への対応方針

2.「遊佐地域の将来像」の実現 地域共生策の概要

- 遊佐地域の一員として、地域の様々な課題に向き合い、地元関係者と共に「遊佐地域の将来像」の実現に取り組んでいきます。



- 1. 事業計画
- 2. 「遊佐地域の将来像」の実現
- 3. 漁業影響調査
- 4. 協議会意見とりまとめにおける留意事項への対応方針

3.漁業影響調査 漁業影響調査の概要

- ・ 漁業影響調査の開始時期は、協議会意見とりまとめ別紙2「漁業影響調査の考え方」に基づき着工の2年前とし、2026年4月を予定しています。
- ・ 「漁業影響調査検討委員会」の開催と、漁業者の皆様等へのヒアリングを並行して行い、2025年中に計画について同検討委員会からご承認いただくことを目指しています。

これまでの漁業影響調査に向けた検討状況

実施項目	内容
第1回漁業者ヒアリング(2025/6/3-4)	既存資料等に基づいて作成した漁業影響調査計画(素案)について意見交換
第2回漁業者ヒアリング(6/18-27)	上記結果を踏まえて修正した漁業影響調査計画(案)について意見交換
第3回漁業者ヒアリング(7/9-11)	上記結果を踏まえて作成した漁業影響調査検討委員会資料について説明
第1回漁業影響調査検討委員会(7/28)	漁業影響調査計画(案)等の説明・審議

今後のスケジュール

年	2025					2026				
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
検討委員会					▼	第2回漁業影響調査検討委員会(2025.12)				
ヒアリング										
調査準備										
調査								調査開始(2026.4)	▼	

- 1. 事業計画
- 2. 「遊佐地域の将来像」の実現
- 3. 漁業影響調査
- 4. 協議会意見とりまとめにおける留意事項への対応方針

4. 協議会意見とりまとめにおける留意事項への対応方針 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

協議会意見とりまとめ	対応方針・状況
① 選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体へ丁寧な説明し、協議すること。また、地域住民に対して、工事内容やスケジュールについて事前に周知すること。	事前の調査、建設および安全対策に当たって、十分な時間的余裕をもって漁業関係者・船舶運航事業者・海上保安部・各施設の管理者及び地元自治体へ丁寧な説明・協議を行います。また、地域住民に対して、工事内容やスケジュールについて事前に周知を行います。
② 洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工(モノパイルの打設工事等)に当たっては、関係漁業者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行等と漁業の操業等について適切に調整し、漁業活動への影響の低減に努めること。また、大きな騒音を伴う工事については、地域住民の生活に十分配慮した施工計画とすること。	作業内容や時期、作業船の航行等について関係漁業者に適時丁寧な説明・協議を行い、漁業活動への影響の低減に努めます。モノパイルの打設工事については、地域住民の生活に十分配慮した施工計画とするとともに適切な事前周知を行います。
③ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないよう、必要な措置をとること。(例:当地において想定される地震、落雷及び台風などに対して十分な安全性を確保できるよう洋上風力発電設備等を設計・建設すること、適切な離隔を確保すること等。)	基礎及び風車タワーは「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」に従い、大規模な地震や暴風波浪時でも構造的な健全性が担保されるよう設計します。また、近接する海洋構造物や航路・泊地から適切な離隔を確保して風車を配置します。

4. 協議会意見とりまとめにおける留意事項への対応方針 発電事業の実施にあたっての留意点

協議会意見とりまとめ	対応方針・状況
① 選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。	洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行います。
② 選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。特に、発電設備の周辺で操業する漁船と発電設備との衝突等を防止するための安全対策を検討し、関係漁業者と協議のうえ必要な取組を行うこと。	航行安全委員会を開催し、船舶の安全に関する丁寧な説明・協議を行います。その中で漁船と洋上風力発電設備との衝突を防止する安全対策を検討し、関係漁業者と協議のうえ必要な取組を行います。
③ 選定事業者は、洋上風力発電設備等に不具合その他不測の事態が生じた場合に備え、現地で一次対応が可能な体制を整備するとともに、あらかじめ対応窓口を明確化し、十分な周知を行うこと。また、不具合等により影響が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、速やかに地元自治体等に連絡を行い、事態の改善に向けて対処するとともに、その結果についても報告すること。	洋上風力発電設備に不具合その他不測の事態が生じた場合に備え、予め緊急時対応計画において、一次対応体制を整備済みです。地域住民や自治体のご懸念・ご意見に対しては、相談窓口として地域共生課を設置し、適切かつ迅速に対応します。万が一、影響が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、ホームページ等の手段により地域住民等に周知の上、事態の改善に向けて迅速に対処します。

4. 協議会意見とりまとめにおける留意事項への対応方針 環境配慮事項について

協議会意見とりまとめ	対応方針・状況
① 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講ずること。	- 環境影響評価について、2021年12月27日に環境影響評価方法書の届出を行い、2022年2月4日まで縦覧を行いました。2022年1月に酒田市及び遊佐町において住民説明会を開催し、住民の皆様へ環境影響評価の項目並びに調査、予測および評価手法について説明を行いました。 - 今後、方法書に対する経済産業大臣勧告及び知事等の意見を踏まえ、調査結果に基づく予測・評価を行い、必要な対策を検討し、その結果を準備書にてお示します。また、準備書の縦覧および説明会を開催し、住民の皆様へ丁寧に説明を行います。
② 選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、鳥類、海生生物、景観その他地域住民の声を踏まえ必要と認められる項目を適宜設定するとともに、適切に調査・予測・評価を行い、想定され得る環境影響リスクの最小化に努めること。また、環境影響リスクへの対応に関して地元自治体から協議を受けた時は、選定事業者は協議に応じること。	方法書において騒音、鳥類、海生生物、景観を含む項目を環境影響評価項目に選定し適切に調査を行いました。今後準備書において適切に予測・評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討し、環境影響を回避・低減していきます。また、環境影響リスク対応に関し、地元自治体から協議を求められた場合には、丁寧に対応していきます。
③ 選定事業者は、超低周波音その他の発電事業の実施に伴う影響として地域住民から不安の声が示される場合には、その払拭に向け必要な措置を検討するとともに、地域住民に対して丁寧な説明・周知を行うこと。	準備書手続きにおいて、予測・評価を行い、必要な対策を検討し、その結果を準備書にてお示します。また、準備書の縦覧および説明会を開催し、住民の皆様へ丁寧に説明を行うことで、不安の払拭に努めます。
④ 選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後においても、必要に応じて環境監視や事後調査(騒音、鳥類、海生生物等)を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。また、環境影響評価の結果や環境監視、事後調査の状況等については、協議会構成員に適時報告すること。	準備書における予測評価の結果を踏まえ、工事中及び供用後の事後調査の計画を検討していきます。事後調査等の結果、本事業の実施による重大な環境影響が確認された場合には、専門家等の指導・助言を得た上で追加的な環境保全措置の検討を行います。また、環境影響評価の結果や環境監視、事後調査の状況について、協議会構成員に適時報告します。